

医療勤務環境改善に係る今後の取組について（案）

医療機関が行う医療従事者の勤務環境改善に向けた自主的な取組をより進めるため、東京都医療勤務環境改善支援センター等が行う事業について引き続きPRを行うとともに、今後の取組の方向性についての検討が必要

病院勤務者の勤務環境改善の推進

医師については長時間労働が指摘され勤務環境の改善が、また看護職については離職率の高いことが指摘され末永く働き続けられる環境の整備が必要となっている。

医療機関が行う取組を包括的に支援する枠組みが必要ではないか。

〔病院における医師・看護師の勤務環境改善への支援の拡充〕

現在、東京都が行っている医療機関への勤務環境改善に関する補助事業が、医師の勤務環境改善に資するものを主眼としており、より広い支援策への転換が必要ではないか。

例：医師勤務環境改善事業（病院勤務医師の負担を軽減する取組への支援）

看護師勤務環境改善施設整備事業（ナースステーション等ハード面の整備に対する補助）

◆方向性

医師勤務環境改善事業の対象職種を拡大（まずは看護職員から）するとともに、対象となるメニューを拡充し、病院にとって、より利用しやすい事業内容とする。

例：女性医師の両立支援に留まらないメニューの提示、

看護職員の夜勤負担軽減、復職研修、両立支援等のメニューの設定

〔既存事業との連携強化〕

東京都ナースプラザでは「看護師等就業協力員」（以下「就業協力員」という。）が、病院（200床未満のみ）を巡回訪問し、病院が行う多様な勤務形態や新人看護職員研修等の研修体制構築に向けた助言・指導等を実施している。今後、支援センターとの連携が必要ではないか。

◆方向性

東京都ナースプラザに配置している就業協力員と連携し、看護部特有の課題への取組支援を強化する。

例：支援センターで「現状分析・課題抽出支援」での分析結果において、看護部に関する課題が抽出された場合に、改善計画の策定等の際に就業協力員による看護管理者支援に繋げる。

東京都ナースプラザで実施する就業協力員や看護管理者向け研修に、医療労務管理アドバイザー又は医業経営アドバイザーを講師として派遣する。

自主的な取組を推進するための施策の検討

働き方改革が国主導で進められ、労働基準法等の改正に向けた検討が進んでいる。医師の長時間労働の是正等医療機関においても対応が求められており、労働基準法等への対応や自主的な取組を行っている項目等について、自主的なチェックを促す取組が必要ではないか。

また、将来的には、東京都医療勤務環境改善支援センターが勤務環境改善の取組を進めている医療機関を客観的に評価し、医療機関の情報や取組内容を発信することで、勤務環境改善に取り組む医療機関をPRするとともに、勤務環境改善に取り組むことが医療機関にとってメリットとなる取組を導入できるかについて検討する必要があるか。

〔自主点検表の提供について〕

◆方向性

次の項目を参考に自主点検表を作成し、自院の取組状況を自主的にチェックする仕組みについて検討してはどうか。

①医療従事者の勤務環境改善に向けた自主的な取組状況

（項目案：短時間正職員制度や勤務時間インターバル制度の導入状況、院内コミュニケーション改善に向けた取組状況など）

②労働基準法等に定められた事項のうち医療機関として注意しなければならない項目

（項目案：就業規則の策定状況、労働者雇用時の労働条件の明示状況、ハラスメント対策など）

③その他必要な項目

◆検討に際しての留意点・検討事項

- ・自主点検項目の選定をどのように行うか。
- ・全体的な取組状況を把握するため、支援センターへの報告を依頼する必要があるか。
- ・支援センターの導入支援事業では「取組状況について自院と他院との比較を行いたい」との要望もあり、客観的な位置づけを確認できるような仕組みを検討する必要があるか。

〔自主的な取組を進めるための認定制度の検討について〕

◆方向性

医療機関が行う医療従事者の勤務環境改善への取組に関する認定制度を導入している府県が2府県ある。

（参考：京都府「京都いきいき働く医療機関認定制度」、三重県「女性が働きやすい医療機関認証制度」）

医療機関の自主的な取組を促す制度として、検討する必要があるか。

◆検討に際しての留意点

- ・制度導入に際しては、医療機関のインセンティブを明確に示す必要があるのではないか。